

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

<p>幸手停車場線</p>	<p>路線名</p>
<p>幸手市中一丁目四四一八番二二地先から同市中一丁目四四一八番二二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年十月六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十年一月二十九日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 七・六五メートル</p>	<p>備考</p>